

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 平成 29 年 6 月 12 日（月）午前 10 時～午前 11 時 1 分

場所 第 2、3 委員会室

出席議員（7 名）

委員 長 鬼頭博和 副委員長 鈴木麻住 委員 須藤智子
委員 梅村 均 委員 木村冬樹 委員 堀 巖
委員 宮川 隆

欠席議員 なし

説明員（20 名） 総務部長 山田日出雄、市民部長 柴田義晴、健康福祉部長 山北由美子、教育こども未来部長 長谷川忍
秘書企画課長 佐野剛、行政課長 中村定秋、市民窓口課長 近藤玲子、同主幹 兼松英知、同統括主査 井上佳奈、税務課長 岡本康弘、同統括主査 小野誠、同統括主査 小南友彦、福祉課長 富邦也、同主幹 田島勝己、同統括主査 大島富美、長寿介護課長 原咲子、同統括主査 高橋善美、同統括主査 丹羽真伸、健康課長 長瀬信子、子育て支援課統括主査 佐久間喜代彦

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同主事 高野真理子

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 44 号	岩倉市障害者計画推進委員会条例の制定について	全員賛成 可決
議案第 45 号	岩倉市税条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第 46 号	岩倉市都市計画税条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第 47 号	岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について	全員賛成 可決

◎委員長（鬼頭博和君） 皆様、おはようございます。

ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

当委員会に付託されました案件は議案4件であります。これから案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶の申し出がありましたので許可いたします。

◎市民部長（柴田義晴君） 改めまして、おはようございます。

さて、ことしも梅雨の時期がやってまいりました。今週は梅雨の中休みということで予報も出ておりますけれども、朝晩まだまだ肌寒い日が続いております。議員の皆様におかれましては、体調管理には十分に御留意いただきたいというふうに思っております。

さて、本日の委員会では、平成29年6月定例会において本常任委員会に付託されました議案4件の審議をお願いするところでございます。

また、本日は説明者として主査以上の職員を出席させていただいております。

議案審議につきましては、慎重審議の上、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とかえさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

◎委員長（鬼頭博和君） お願いいたします。

続いて、議案の審議に入ります。

議案第44号「岩倉市障害者計画推進委員会条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 本会議のほうでいろいろ質疑が出ておりましたですけど、一つ確認をさせていただければと思います。

今回の報酬額、日額7,450円ということでございます。それで、いろいろ条例の決め事とかあると思いますけど、ホームページのほうで今1名公募されておまして、そこの表記は1回5,000円というような表記になっていたんですけど、何かこの積算の考え方があるのでしょうか。その点確認をさせ

てください。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 5,000円の記載でございますが、会議予定が3時間以内であるため、岩倉市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例第1条で、7,450円の委員は、3時間以内の場合は5,000円とすると規定されているためです。

◎委員（木村冬樹君） 何点かちょっとお聞かせいただきたいと思います。

まず1点目ですが、本会議の中でも第4条の組織については一定示されたところではありますが、16人以内という組織の構成になるわけで、この組織の構成について1号から8号までのそれぞれ人数だとか、改めてちょっとお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 識見を有する者が1名、障害者関係団体の代表者が4名、社会福祉団体等の代表者が4名、教育機関の代表者が2名、医療機関の代表者が2名、就労支援機関の代表者が1名、市民の代表者が2名で16名でございます。

◎委員（木村冬樹君） はい、わかりました。

市長の所信表明の中で、障害福祉計画と一体的に策定するというふうにしていきます。

それで、所掌事務・事項を見ますと、そのことが2号に該当するのかなというふうにも思ったりするわけですが、この委員会が障害福祉計画の策定についても関与していくということによろしいのでしょうか。

◎福祉課統括主査（大島富美君） はい、そのとおりでございます。

◎委員（木村冬樹君） そういった点でいきますと、第5条の任期について3年ということで、それが障害福祉計画の計画期間なのかなというふうに思います。

しかし、障害者計画の計画期間というのは、今後どうなるのかというところがありますけど、障害者計画との関係でその任期でいいのかどうか、こういった点についてどのような検討が行われるのでしょうか。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 障害者計画推進委員会では、障害者基本法に基づく第5期岩倉市障害者計画を策定すると同時に、総合支援法に基づく第5期障害福祉計画及び児童福祉法の改正に伴う第1期障害児福祉計画の策定も一体化して行います。

厚生労働大臣の定める基本指針の中で、市町村は3年ごとに障害福祉計画を策定することになっているため、そのため3年ごとの障害福祉計画の作成に合わせて委員の任期を3年といたしましたので、よろしくお願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 再任を妨げないということなものですから、障害者計画との関連でいくとそういう形で進められていくのかなということを考えるわけですが、計画期間の問題で、これまで障害者計画5年ということでしたが、今後のところを少し予算審議のときに触れられたのかなというふうに思いますけど、現状ですと5年間と3年間ということで計画期間がそれぞれ違うものですから、15年に1回に一体的な策定となっていくというのがこれまでだったというふうに思いますけど、今回から障害者計画の計画期間というは6年という形になるのかどうか、その点についてもお聞かせください。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 障害者計画はこれまで5年ごとの更新でございましたが、今後6年ごとに策定をいたします。

また、障害福祉計画と障害児福祉計画は3年ごとに策定をいたしますので、2本の条例が改定をされるため、そのスパンに合わせて行っておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） そうしますと、今度附則のところの3で、障害福祉計画の進捗管理に関することが地域自立支援協議会の所掌事項から削られることになります。

それで、地域自立支援協議会のその他の所掌事項で、相談だとか、あるいは地域連携だとか地域課題の解決だとか、こういったことがうたわれていますが、こういった点についての協議というのは、地域自立支援協議会の中でどの程度行われているのか、ちょっとその辺の状況についてお聞かせいただきたいと思います。

◎福祉課長（富 邦也君） 今まで自立支援協議会の中ではサービス等のニーズを進捗の中で計画をしておりましたが、今回、自立支援協議会の中でもサービス等ニーズとかそういったものを取り入れながら障害者計画の中、福祉計画の中にも取り入れて、連携しながら計画をつくっていくという計画となっておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員（木村冬樹君） そうすると、なかなか難しくなってくるんですけど、確かに地域自立支援協議会の中にサービスの量に関することというのがあるもんだから、所掌事項の中に。連携するということところで、具体的にどういう形で障害福祉計画の策定というのは行われていくのかということところを少しわかりやすく教えていただきたいと思います。

◎福祉課長（富 邦也君） 障害者計画に関しましては、全体的に将来的な方向性を示すものでありまして、障害者福祉計画というのはそういった形のサービスという形で、そういった計画を行うために見込みの量を全体的にあらわすものであります。そこの中で一体的に実際には行っていくものなんで

すが、目標とかそういったもの、サービスを共有しながら自立支援協議会の中でもそういった目標量、ニーズ量を事業者のほうから把握しながら障害者計画で進捗のほうを図り、その中で総合的に福祉計画のほうに計画を乗せていくものとしております。

◎委員（木村冬樹君） なかなかイメージするのが難しいところではありますが、きちんと1つの委員会と1つの協議会ということで、それが連携しながら計画をつくるということで、その辺の目標共有というのと、なぜそういうふうにしてしまうのかなというふうに思ったりもするんだけど、例えばサービス量を把握するのを協議会で行って、計画策定に関してはその情報を得て障害福祉計画を策定していくという形になっていくのかなと思ったりもするんですけど、いいです。いずれにしても状況を見ながら、また情報提供いただいて、きちんとした計画づくりが進められていくことを望みます。

最後ですけど、3月議会の予算審議の中で計画の策定の委託先について、これまで1期、2期については日本福祉大学、3期は指名競争入札、4期はプロポーザルで、5期もプロポーザルだという形で答弁があったところがありますが、この委託先についてのプロポーザルについてはどのような手順で進められていくのか、現時点での状況をお聞かせいただきたいと思えます。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 今回プロポーザルのほうで策定のための計画書と見積もりを出したのがエデュケーション1者でございましたので、そちらのほうで審査をした結果妥当と認めましたので、エデュケーションで委託をしております。前回の委託業者と同じでございます。

◎委員（堀 巖君） 私からも、その組織のところでも今人数があったわけですが、全部で16人になります。(8)その他市長が必要と認める者、というところが、お飾りのようにそういう附属機関の条例等に見受けられますが、これはどんなときにどのような人を充てるという想定なんでしょうか。16人今そろっているわけですが、この8が適用される場合はどういったときでしょうか。

◎福祉課長（富 邦也君） 今現在、市民公募等行っておりますが、その他で16名以内になっておりますので、16名なければ、市長がその他で必要と認める者ということで、社会福祉協議団体とかそういったところでまた声をかけるとか、また何かありましたらそういった委員さんを選定していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎委員（堀 巖君） それは社会福祉団体とかいろんな団体1から7に全て該当するわけですね。この1から7に該当しない、その他市長が必要と認める者というのはどういった者かという質問です。

◎委員長（鬼頭博和君） 暫時休憩します。

（休憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎福祉課長（富 邦也君） 済みません。申しわけございませんでした。

その他の市長が認めるという者で、ほかの今までここまで載せている団体以外に関係するところがありましたら、例えば行政の職員、例えば保育士、保健師、そういった職員等の必要が認める者であればそういったところを選んでいきたいと思えます。

◎委員（堀 巖君） 岩倉市のそういう附属機関全て、こういったその他云々というのが多分あると思うんですけど、他市の条例とか見ると、一概に必ずこれをお飾りみたいにつけてやっていないところもあるわけですよ、限定的に。だから、何が何でもこの8号のその他云々というのをつけるという慣例というか、本当にやっぱり想定できる、もし保育士が必要だったら保育士と書くべきだし、そういったところも一考を、これから考えていただきたいというふうに思います。これは意見です。

◎副委員長（鈴木麻住君） 木村委員の質疑を聞いていまして、だんだん何か難しいなと思ってよくわからなくなりまして、改めてわからないところを確認させていただきたいんですけども、障害者計画の推進委員会ということなんですけど、策定委員会というのはこれまでもあって、何度かその計画の見直しはされていると思うんですね。それが5年に1回策定委員会というのが多分今までであったというふうに理解しているんですけども、今回その推進委員会は、計画の策定及び推進を行うというふうに書いてあるわけですね。その障害者計画というのが25年から29年度までの計画があって、今度30年度から29年度に見直しをかけるということになるんじゃないかなと思うんですけど、この策定委員会というのがその見直しをかけるとともに、これからずっと推進をしていくための委員であるという理解でいいのでしょうか。

◎福祉課統括主査（大島富美君） はい、そのとおりでございます。

今まで第4期までは、1年間の策定のためだけの策定委員会でございまして、推進のほうは地域自立支援協議会のほうで行っておりました。

今回第5期からは、策定委員会がそのまま推進のほうも行ってまいります。

◎副委員長（鈴木麻住君） そうすると、委員会の組織ということで、今ちょっといろいろ議論が、どういう構成だという話もありましたが、これは今までその策定委員会のメンバーが多分当初は20名で、だんだん減って16名ですかね、前回は。同じ16名なので、同じような組織でやられるのか、同じメ

ンバーが入ってくるのか、全然違う組織で考えられているのか、その辺はどうでしょうか。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 任期が3年間でございますので、3年間までは同じメンバーで行います。

◎副委員長（鈴木麻住君） 前回の計画策定委員会のメンバーがそのまままたということではないのでしょうかということです。

◎福祉課統括主査（大島富美君） それは3年後ということですか。

◎副委員長（鈴木麻住君） いや、前回の計画をつくられたときのメンバーってありますね、16名。そのメンバーと、今回のメンバーは全然かわるんですよね。

◎福祉課統括主査（大島富美君） かわっております。

◎委員（木村冬樹君） 普通に考えると、その計画の策定だけじゃなくて推進もということになると、やはりその障害者計画の計画期間についてはやはり責任を負わなきゃいけないような気がするもんだから、本来ならそのこの委員会の任期というのは3年ではなくて6年であるべきじゃないかなというふうに思うんだけど、3年にした理由というのは、先ほど言った福祉計画の関係だけにといいんのでしょうか、その点についてお願いします。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 6年というのが長過ぎるのではないかというこちら側の意見と、やはりそこで、ではどうするのかということになったときに、3年間で障害福祉計画と障害児福祉計画の期間でございますので、それに合わせて3年という形にさせていただきました。

◎委員（木村冬樹君） 済みませんね。改めて頭を整理すると、もう一個、最後のこの2つの計画をつくる委託先がプロポーザルでということで、1者の応募でそれを審査した結果、前回と同様の業者ですが、その業者に決まったということなんですけど、この業者というのはどういう性格の業者なのかということと、こういう障害者の関係の計画をつくる際の業者というのは、やっぱり競争が働かないのかなというふうに思ったりもするんだけど、どういった状況なのか少し教えていただきたいと思います。

◎福祉課長（富 邦也君） 今回プロポーザルをかけたのが5者ありまして、その中で辞退されたところが数者ありまして、あと残って出したところが1者のエデュケーションという形になりまして、そこでエデュケーションという形で選定をさせていただきました。

前回計画等のアンケート等もやらせていただいております、そういった形で業者等も選定も計画も幅広い形で、実際業者のほうはノウハウを持っていると思われましてこちらの業者を決めさせていただきました。

◎委員（堀 巖君） ちょっとよくわからなくなってきたので教えてください。

障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて協議会が設置されていて、その中の所掌事務の一つとしてあったわけですね。そこはその解釈でいいですか。

◎福祉課統括主査（大島富美君） はい、そのとおりでございます。

◎委員（堀 巖君） それを踏まえて、やっぱりさっきの木村委員の趣旨、この委員会設置の条例の趣旨にそのことがうたわれていないわけです。

その他障害者に関する施策に関し市長が認める事項に、そのことを含めて解釈するというのはちょっと乱暴だというふうに思うわけですがけれども、そこら辺の議論はどうだったのでしょうか。

◎福祉課長（富 邦也君） 障害者基本法の36条の第4項に基づく障害者福祉計画推進委員会ということで、その中にその他障害者に関する施策に関する障害者福祉計画と障害児計画に関することが、その他に市長に必要と認められている事項というふうな形になっております。よろしく申し上げます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第44号「岩倉市障害者計画推進委員会条例の制定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員でございます。

採決の結果、議案第44号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第45号「岩倉市税条例の一部改正について」を議題といたします。

済みません。45号に入る前に当局より資料が配付されますのでお願いいたします。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ、再開いたします。

当局の説明を求めます。

◎**税務課長（岡本康弘君）** お時間をいただきましてありがとうございます。

今、お手元にお配りをいたしましたのは、平成29年度の税制改正大綱取りまとめの段階で国から示されております資料でございます。

平成29年度の税制改正大綱取りまとめに当たりましては、就業調整、労働力不足を解消するために配偶者控除の廃止も含めた検討が行われておりましたが、この改正におきましては、その解消に当たって配偶者控除、配偶者特別控除の見直しということで、大きな柱で改正が行われております。

内容といたしましては、従来配偶者控除、こちらにつきましては、いわゆる103万円の壁と言われておりますけれども、給料所得で65万円を超えると所得として出てまいります。基礎控除と合わせて103万円を超えてくると御自身に税金がかかって、控除のほうも配偶者特別控除として出てまいりますので、110万円から順次控除額が減ってくるというような形で、実際に今ブレーキがかかる一つの原因となつてございました。ここのところの見直しを行いまして、150万円をめどに給与所得が出てきたときにも控除が適用されるような改正が行われてきております。155万円から順次配偶者特別控除として控除額が減ってまいりまして、最終的には201万円超えるところで控除がなくなるというような改正が行われました。

一方で、これとあわせてまして納税者本人の所得に応じた控除額の引き下げということも行われております。本人の給与収入で1,120万円を超えたところから調整がかかりまして、1,220万円を超えたところでは配偶者控除、配偶者特別控除ともなくなってくるということで改正が行われております。なので、これは平成31年度の申告から、平成30年中の所得に関して申告をいただくときからこの基準によりまして適用が受けてくるということになりますので、市民の皆様にも大きな影響がございます。

ただ、今回の条例改正に関しましては、附則の第5条のところで文言の改正ということのみ内容としては含まれてきておりますので、一番重要なところが御説明できていないというところで資料をお配りさせていただいたところでございます。

別葉でつけさせていただいておりますのは、こちらは第59条の2で改正が行われておりますタワーマンションに係る課税の考え方についての国からの資料でございます。

高層階になるほど実際には価値が高くなるというようなことで、今まで床面積で均一に課税がされておりましたものが、高層階について一定率を掛けて課税標準が高くなるというようなことで取り扱いが変わってくることにな

ります。

資料についての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎委員長（鬼頭博和君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 今、配偶者控除、配偶者特別控除見直しについて説明を受けましたので、そのことも聞こうかなというふうに思っていたんですけど、大体理解ができました。

例えば、配偶者がパートで働いていて、これまで103万までということ働く時間を制限したりということをよくやってきたというふうに思うんですけど、これがいわゆる150万円までだったら今までと同じような控除が受けられるという、そういう状況に変わったという理解でよろしいでしょうか。

◎税務課統括主査（小野 誠君） 配偶者控除が150万円まで旦那さんが適用できるということで、今までは103万円までだったんですけども、これが150万円まで引き上がったということになります。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

そういった点で、税務課長の説明にもありましたように、市民にはかなり大きな影響というか、大分こういうことで控除を受けていた人というのは多いというふうに思いますので、市民周知が非常に重要になってくるというふうに思いますが、この市民周知については、来年度からになるのかな、31年度分以降か。その辺の市民周知のやり方というのはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

◎税務課統括主査（小野 誠君） 新聞報道でも大分最近出てきておりますけれども、市としましても広報、ホームページを通じて数回程度周知していきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

じゃあ配偶者控除、配偶者特別控除の点については、それでわかりました。

今回の主な改正ということで、今の点と、軽自動車税のグリーン化特例を見直すということで、さらには固定資産税の特例措置が見直されるということでもあります。

それで、グリーン化特例については、この間も議論してきているところで、この表を見れば大体理解できる。2年間延長されて、さらに燃費基準がより厳しいもので適用されるという形になってくると、あわせてこの間の企業の不祥事なんかもありましたので、そういった点での罰則的な上乘せが行われるということだというふうに思います。

私が聞きたいのは、固定資産税の特例措置のほうの説明資料というか、議案の資料の中の(2)の部分なんです。児童福祉法の規定により、市の認可を受けた家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業というところに使われた家屋や償却資産の固定資産税が半分という形で特例措置であります。これはわがまち特例ということで説明があったというふうに思いますが、こういうものの対象になるような保育事業というのが岩倉ではどうなのか。なかなか今のところないというふうに思っておりますが、もう少し広いところで、県内で見たらどのぐらい対象となるようなものがあるのか、こいつた点についてお聞かせいただきたいと思っております。

◎**税務課統括主査（小野 誠君）** この保育事業なんですけれども、民間の事業者が市の認定を受けて実施する事業ということになるんですけれども、子育て支援課に確認したところ、今のところ岩倉市では該当しないというところで、県内でも家庭的保育事業が県内で7件、居宅訪問型事業は県内ゼロ件、事業所内保育事業は県内3件ということで事業をやっているところがあるというふうに確認しております。

◎**委員（木村冬樹君）** わかりました。

家庭的保育事業だとか居宅訪問型の保育事業というのは、その条例の制定のときにも少し議論があったところでもありますのでその点は省きますけど、例えば事業所内保育というのは、特にその医療機関だとかそういうところだと院内保育所といいまして、看護師さんたちのお子さんを預かる独自の事業所内の保育施設を持っているところが幾つかあるというふうに思っていますけど、この辺の該当というのは、例えば周辺の、岩倉市内ではなかなかないかもしれませんが、例えば小牧市民病院なんか行きますとね、具体的に言いますと、すぐ隣に院内保育所が建っていますよね。ああいう形で設置しているところ結構あるというふうに思うんですけど、やはりこの5人以下というものが非常に厳しい条件になるのかなというふうに思いますが、この周辺の自治体も含めて、その辺の状況についてはどのように把握されているのでしょうか。

◎**税務課統括主査（小野 誠君）** 今回の保育事業に関して、ちょっと申しわけございません。近隣の状況はちょっと把握しておりませんので、よろしく願いいたします。

◎**委員（木村冬樹君）** わかりました。

該当するしないというのはあるというふうに思いますが、例えば市内の医療機関でそういうところが設置していないかなども少し調査していただきたいというふうに要望しておきます。

もう一点ですが、同じようにここで説明資料でいいますと(5)になりますが、都市緑地法等の一部改正の法律の関係での、市民緑地に使われる土地の固定資産税の特例ですけど、ちょっとイメージしにくいところではありますが、一定期間内に民間団体が設置管理する市民緑地ということで、これはどのような市民緑地が対象となるのかちょっとお聞かせいただきたい。これもわがまち特例ということですので少し説明をお願いしたいということと、あわせて市内にはこういう何か動きがあるのかどうか、こういった点についてお聞かせいただきたいと思います。

◎**税務課統括主査（小野 誠君）** こちらは、都市緑地法に基づいて市民、民間団体が都市公園不足を補完するもので設けられた制度なんですけれども、面積用件としては300平米以上の緑地で、設置管理をする民間団体に対しての補助ということになりまして、示されている認定基準のほうも緑化率が20%ということがこの市民緑地制度の概要としてうたわれておりまして、まだことしの5月に法案が通ったばかりということで、都市整備課のほうにも確認したんですけれども、まだこのような市民緑地をつくりたいというお話は今のところないという状況でございます。

◎**委員（木村冬樹君）** 今の説明を聞きますと、300平米以上で、緑化率が20%以上で、しかもこの法律施行から2年ぐらいの間ということなものですから、期間も限定されるということで非常に厳しいのかなというふうに思います。

これから法律がどういうふうに、延長などがあるのかどうかということもありますが、その辺は注視していきたいなというふうに思います。

確かに、この市民緑地というのがもしつくられれば、それは都市公園不足という点でいえば一つ大きな動きになるのかなというふうに思っています。非常に厳しい条件だなというふうに思っているということを感じて述べて、質疑を終わります。

◎**委員（堀 巖君）** 私からは、説明資料で言うと3の(1)震災等により滅失し、または損壊した家屋の関係なんですけれども、これは地方税法の改正によつての提案になると思うんですが、実際現に被災されているところに目を向けると、例えば滅失してしまったような建物について、1月1日現在の賦課期日以降に災害が起きて、現に住んでいた滅失してしまった家の固定資産というのはどうなるのかがまず1点。

潰れちゃったものだからかわりに新たに取得した家屋についてはこういった2分の1みたいなことになっているわけですけども、本当に災害時にそれで足りるのかどうなのかということ想像すると、やっぱり国は一律的に

こういうふうに言ってきたけれども、実際の姿を想像するとこれでは足りないというふうには私は思うんです。そこら辺の災害時の固定資産の考え方、今回条例改正には至っていないですけれども、理想的な姿みたいなところはどのようにお考えなんでしょうか。

◎**税務課長（岡本康弘君）** 非常に難しいお話について質問をいただいたと思います。

現実的に被災をされて全壊なりになった状態というのは、当然居住の用に足りませんので、建物除却をして、その上で建てかえみたいな形で進んでいくのかなというふうに思います。

当然更地になった時点で、建物に対する課税というのは基準日現在で判断をしますけれども、なくなるということでございますけれども、一方で、近い間で建てかえられるということであれば、土地に対する軽減みたいなことはそのまま引き続きの措置をとることになると思います。

実際に新たに取得をされるものについて、今回条例改正で示されているもの、提案させていただいたものが提供されてくるということで、従来に比べるとこの新たな内容について、被災された方にとっては恩恵といいますか、税額の負担の軽減が図られるものだというふうに考えております。

◎**委員（堀 巖君）** 災害時に、ほかの制度で、例えばさっき言った1月1日賦課期日以降に震災に遭ったその家屋について、減免、市でその固定資産を減免するというか、そういう考え方が今ちゃんと現にあるのかどうなのか、さっき言った点ですね。だから、それにかわるものとしてはこうだけれども、そのことについて2分の1が足りるのか足りないのかという議論はなかなかまだ内部では検討されていないとは思いますが、国が示したものの以上に市が上乘せ的に減免したり、減額したりするそういうことは可能なのか、不可能なのか、その点についてもあわせてお伺いいたします。

◎**委員長（鬼頭博和君）** 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎**税務課統括主査（小野 誠君）** 市の減免規則で、固定資産税の全部または一部を災害等によって被害に遭った場合は減免措置が講じられておりまして、法律で認められた以上の減免措置等を考えるかどうかについては、ちょっとお答えできないので、今の災害を受けたときの減免は条例のほうで定めております。

◎**副委員長（鈴木麻住君）** 私もちょうと固定資産税の件で質疑させていただきます。

説明書の(4)で、耐震改修または省エネ改修を行った住宅に対して固定資

産税を減額するということが書いてあります。

その既存住宅の改修、どういう改修をしたかという内容が認定長期優良住宅に該当するということがうたわれているんですけども、私ちょっと認定不足で申しわけないですけど、改修工事で認定長期有料住宅というのがとれるのかどうかというのは、通常、認定長期優良住宅というのはフラット35とか、そういったものが該当すると思うんですよね。新しく新築する場合に、こういう申請をして審査を受けてというのが通常なんですけど、耐震改修だとか省エネ改修とかということをした場合に、こういう申請をして認定長期優良を取るという手続を踏むということがまずないんじゃないかなと。これを基準として上げられるということは、非常にハードルが高いのかなと思うんですけど、そもそもその既存住宅でそういう認定がとれるかどうかというのがちょっとわからないんですけど、どうなんでしょうか。

◎**税務課統括主査（小野 誠君）** 長期の優良住宅は、新築に関しては平成21年度から制度が設けられておりまして、岩倉市でも実績のほうはあるんですけども、今回新たに増改築に係る認定制度が28年4月から設けられておりまして、増改築に係る耐震性だとか省エネルギー性などの基準要件はあるんですけども、それを満たした場合に新築と同じように長期の認定が新たに設けられたということになります。

手続も、耐震改修が完了した3カ月以内に申請をすれば適用ができるという制度に今回なっております。

◎**副委員長（鈴木麻住君）** ということは、多分増改築なので、増築、改築する場合にはある程度確認申請が必要だという、その段階で審査されてという形で認定長期優良住宅ということを取得できるという話の中で、例えば耐震改修だけでは多分そういうことは取得できないんでしょうねというのが1点ですね。

それと、その固定資産税の減額というのは家屋だけなのか、家屋も土地も、要するに新築の場合は全部だと思うんですけど、固定資産税というのはどれに対して減額されるのか、ちょっとわかれば教えてください。

◎**税務課統括主査（小野 誠君）** おっしゃるとおり、建築確認を出されたときに県から認定を受けて適用されるという仕組みになっておりまして、減額措置のほうは家屋に対しての減額措置です。

◎**委員（堀 巖君）** さっきの答弁がいまいちやっぱり理解ができない、腹に落ちないんですけども、もう一回聞きます。

現在、仮に震災が起きて建物が滅失すると、仮に4月1日は現存していても、それ以降に潰れた場合は減免でゼロになるのでしょうか。

◎**税務課長（岡本康弘君）** 答弁が少し足りずに申しわけございませんでした。

減免規則によりますと、一旦課税が発生したのものについては各納期限が設定されていまして、納期限が到来したものは減免対象になりませんが、納期限前のものであれば申請をしていただいで、固定資産税の場合は損害の度合いによって半額なり全額なりという減免を受ける形になりますので、住めないものについては全額減免ということもあり得ます。

◎**委員（堀 巖君）** よくわかりました。

次の質問で、例えば新たな税を自治体でつくるというのはすごいハードルが高いわけですよ。だけど、こういった減免、減らすほうについては、国ではこういうふうに示しているけれども、それを上乗せしてもう少し率を高め減額するということは法的に可能かどうかと、そういう質問だったんですけども、それについてはどうでしょうか。

◎**税務課長（岡本康弘君）** このわがまち特例として認められたものに関しては、参酌標準が定められて、自治体ごとで割合をとということになりますけれども、震災に関してはわがまち特例という枠組みではございませんので、その基準にあわせて改正を今回提案させていただいたものでございます。

◎**委員（堀 巖君）** これは参酌すべきとかいろいろあるわけですがけれども、参酌というのは別にそれにしなさいという話でもないわけで、これはただそれではないという話で、だけど、それでもないものについても地方税法で示されたものをそのまま使ったということなんですよね。でも、それが本当にそれ以外はだめなのかと問われたときにはだめではないというふうに私は思っていたんですけども、この場合。そこら辺の見解はどうなんですか。

じゃあちょっと質問を変えます。

この2分の1は全国どこでも2分の1、3分の1にしているところはないということでしょうか。

◎**税務課長（岡本康弘君）** この内容については、そのように認識しております。

◎**委員長（鬼頭博和君）** 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎**委員長（鬼頭博和君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第45号「岩倉市税条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求め
ます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員でございます。

採決の結果、議案第45号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと
決しました。

続きまして、議案第46号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」を
議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第46号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」賛成の委員の挙
手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第46号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきもの
と決しました。

続いて、議案第47号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」を
議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 本会議でも質疑がありましたように、この国民健康
保険税条例の一部改正のうちのいわゆる法定減免の拡大については、4年間
でずうっと毎年段階的に行われてきたというふうに思います。

それで、一つは、これまでの法定減免の拡大があった場合に、補正予算な

どについて組んだときもあったというふうに思いますけど、今回の影響額が非常に少ないということで補正を組まなかったということなのかなというふうには思うんですけど、その辺の考え方はどのように整理されているんでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） ただいま木村委員さんからもお話ありましたが、影響額が少ないということもございますが、この軽減拡大に伴う保険基盤安定負担金制度につきましては、毎年度10月20日が軽減世帯を確定する基準日となりますので、その時点で軽減額が確定した後に、必要があれば補正させていただく予定をしております。

また、近隣市町にも照会をしましたところ、今回の条例改正に伴う補正を行う市町村はないという状況でございました。

◎委員（木村冬樹君） よくわかりました。

この法定減免の拡大については、国の考え方ではありますけど、今後はどのように変わっていくのか。国保の制度が大きく転換する時期でありますから、それも含めてこういう低所得者に対する減免の拡大もされてきたというふうには私は認識していきますけど、今後の、例えば来年度どうなるかというようなことでは法定減免の拡大はあるのかどうか、こういった点について情報はあるんでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 今のところ国から特にそういったことを示されてはおりません。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

先ほど影響額が少ないというふうに言いましたけど、本会議の質疑の中で5割軽減の拡大について影響は23世帯41人、約107万4,000円ですか、2割軽減の拡大が11世帯25人、25万2,000円という答弁だったというふうに思います。この132万6,000円ぐらいのいわゆる国保における減収となるわけでありまして、この減収分というのは、これまでどおり県から補填される形になっているのかどうか、この点についてお聞かせください。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 軽減措置の拡大に伴う保険税の減額分については、一般会計から繰り入れさせていただいておりますが、その一般会計からの繰入金に対して、保険基盤安定制度としまして、政令の定めるところによる県が繰入金の4分の3を負担することとなっております。以上です。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第47号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第47号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、厚生・文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。